

香芝市コミュニティバスの運行に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

令和7年3月11日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市規則第14号

香芝市コミュニティバスの運行に関する条例施行規則の一部を改正する  
規則

香芝市コミュニティバスの運行に関する条例施行規則（平成28年規則第3  
6号）の一部を次のように改正する。

第6条中「香芝市コミュニティバス優待乗車証交付事業実施要綱（令和2年  
7月13日施行）」を「香芝市コミュニティバス優待乗車証交付事業実施要綱  
（令和7年告示第42号）」に改める。

附 則

この規則は、令和7年3月24日から施行する。